

第23回定時株主総会招集ご通知 (交付書面に含まれない事項)

第23期（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）

- 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要 …… P. 1
- 連結株主資本等変動計算書 …… P. 4
- 連結注記表 …… P. 5
- 株主資本等変動計算書 …… P.12
- 個別注記表 …… P.13
- 連結計算書類に係る
会計監査人の監査報告書 …… P.18
- 会計監査人の監査報告書 …… P.20
- 監査等委員会の監査報告書 …… P.22

株式会社トーア紡コーポレーション

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.toabo.co.jp/>) および東京証券取引所ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しており、交付する書面には記載しておりません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

当社は、内部統制システムの基本方針を以下のように定めております。

1. 内部統制のための委員会等について

グループの内部統制システムの基本方針に沿って設置された「内部統制本部」、「内部統制本部事務局」、また、その下部組織として設置された「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」、「財務報告委員会」（以下、3つの委員会を「各委員会」という。）は、内部統制規程に基づき、内部統制システムを確立し、円滑かつ効率よく運用していく。

「内部統制本部」は、取締役社長を本部長、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び東亜紡織株式会社・トーア紡マテリアル株式会社の社長・専務執行役員を本部委員とし、内部統制システム全体の指揮をとる。

「内部統制本部事務局」は、内部統制部長を事務局長とし、各委員会に対する指導権限と責任を有する。

各委員会は、当社関係部署の部長以上を委員長とし、グループ企業の代表者、その他必要な人員で構成し、内部統制の確立と運用の権限と責任を有し、グループ全体への教育、改善策の指導、実施の支援・助言などを行う。

監視システムとして、各委員会から独立した「内部監査委員会」を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善などを行う。さらに、監査等委員会で構成する「監視委員会」を設置し、内部統制本部・各委員会の職務執行を監視する。

連結対象子会社（持分法適用会社を除く。）の責任者と定められた者は、「関係会社内部統制委員」として自社に関連する内部統制の整備及び運用を行う責任を有する。

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 内部統制本部事務局は、グループ全体に「トーア紡グループ企業行動憲章」の浸透を図る。また、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス基本規程に基づき、グループ全体に浸透を図る。
- (2) コンプライアンス委員会は、グループの取締役・社員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、グループ企業及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等には速やかに必要な研修を実施する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 総務担当執行役員は、文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む。）を関連資料とともに保存する。
 - (ア) 株主総会議事録
 - (イ) 取締役会議事録
 - (ウ) 経営会議議事録
 - (エ) 会計帳簿、計算書類
 - (オ) 稟議書
 - (カ) 取締役が決裁した契約書
 - (キ) その他文書管理規程に定める文書
- (2) 前項に掲げる文書の保管期間は、法令に定めがあるものはそれに従い、それ以外のは文書管理規程に定めるとおりとする。保管場所は、文書管理規程に定めるが、取締役から閲覧の要請があれば、速やかに本社において閲覧可能な体制をとる。
- (3) 内部統制本部事務局は、グループの取締役・社員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理委員会は、グループのリスク管理規程に基づき、グループ全体に浸透を図るとともに、リスクカテゴリー毎の責任部門を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
- (2) リスク管理委員会は、グループの取締役・社員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、グループ企業及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等には速やかに必要な研修を実施する。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、大規模災害・事故発生時緊急対応マニュアルに沿って、社長を委員長とし必要な人員で構成する災害対策本部を設置し、対応する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営企画部長は、グループ企業の実態を把握し、グループ企業とのヒアリングを経て全体の目標である三ヵ年数値目標の素案を策定する。グループ企業は、この目標に基づく事業計画を策定する。
- (2) 取締役会は、三ヵ年数値目標を具体化するため、次期事業計画を設定する。
- (3) 担当執行役員は、自部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- (4) 経理担当執行役員は、ITを積極的に活用したシステムにより、迅速に月次決算資料を作成し、毎月開催される取締役会に報告する。
- (5) 取締役会は、毎月この結果をレビューし、担当執行役員に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
- (6) (5)の議論を踏まえ、担当執行役員は、自部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 各委員会は、「トーア紡グループ企業行動憲章」を受け、グループ全体を対象としたコンプライアンス基本規程、リスク管理規程、職務権限規程、内部通報規程、文書管理規程その他の業務の適正化のための規程等のグループ全体への浸透を図る。
- (2) 財務報告委員会は、グループの財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築・維持・向上を図る。
- (3) コンプライアンス委員会は、内部通報規程を掲示板にて公開するとともに、継続的に啓蒙活動を行いグループ全体に周知を図る。
- (4) 当社関係会社は、関係会社管理規程に基づき、業績・財務状況その他経営上の重要事項について、定期的に当社に報告を行う。また、当社及び子会社で構成するグループ会議を定期的で開催して、グループ経営に関する情報共有と連携を図る。
- (5) 主要関係会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、経営のモニタリングを行うことでグループ全体のガバナンス強化を図る。
- (6) 内部統制部は、内部監査規程に基づき、当社各部門の監査を実施するとともに、関係会社の監査を実施する。各関係会社が当社に準拠して構築する内部統制及びその適正な運用状況について監視、指導する。また、内部統制部は、内部統制・監査状況について定期的に取締役会に報告するとともに、監査等委員会に随時報告する。

7. 反社会的勢力排除に向けた体制

健全な会社経営のため、反社会的勢力との関係を遮断する。コンプライアンス委員会は「トーア紡グループ社員行動規範」に、反社会的勢力との関係断絶を明記するとともに、「反社会的勢力への対応マニュアル」に基づき、関係部署への啓蒙を行う。

8. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くことができる。

9. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1) 前号の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命・異動・評価・指揮命令権限等は監査等委員会の同意を得ることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- (2) 当該使用人は、業務の執行に係る役職を兼務しない。

10. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき又は報告を受けたとき、監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告する。なお、監査等委員会に当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (2) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人等は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- (3) 監査等委員は、取締役会以外の会議で経営の重要事項が審議される会議について出席する権限が与えられる。

11. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会による各業務執行取締役及び重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査等委員会が判断する場合は別途）設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

12. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、必要に応じて会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

1. 「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」「財務報告委員会」は、内部統制システムの基本方針に従って活動を行い、「内部監査委員会」は、各部門の業務プロセスの監査を行いました。各委員会は、期初の内部統制本部委員会で報告した今年度活動計画に従って活動し、四半期毎に内部統制本部委員会で活動状況の報告を行いました。内部統制本部委員会には内部統制本部及び監視委員会の委員が参加して、業務が適正に行われていることの確認と助言を行いました。
2. 各部門は、内部統制本部事務局に対して前月発生した内部統制に関する報告書を毎月提出し、内部統制本部事務局は、その内容を取締役会に報告いたしました。

連結株主資本等変動計算書

(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------|-------|-----------|-----------|------|------------|
| | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 |
| 当期首残高 | 3,940 | 3,570 | 3,636 | △ 20 | 11,127 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 107 | | △ 107 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 799 | | 799 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 88 | △ 88 |
| 自己株式の処分 | | △ 2 | | 24 | 21 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | △ 2 | 692 | △ 63 | 625 |
| 当期末残高 | 3,940 | 3,568 | 4,328 | △ 83 | 11,753 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 非支配株主 持分 | 純資産 合計 |
|-------------------------|----------------------|-------------|--------------|-----------------------|-------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 540 | △ 4 | 866 | 1,403 | 9 | 12,540 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 107 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | | 799 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △ 88 |
| 自己株式の処分 | | | | | | 21 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 173 | 13 | 74 | 261 | △ 0 | 261 |
| 当期変動額合計 | 173 | 13 | 74 | 261 | △ 0 | 887 |
| 当期末残高 | 714 | 9 | 941 | 1,665 | 8 | 13,427 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は14社（うち海外3社）であり、その会社名は次のとおりであります。

| | | |
|----------------|---------------------------|------------|
| トーア紡マテリアル株式会社 | 東亜紡織株式会社 | 大阪新薬株式会社 |
| 株式会社トーアアパレル | ムサシノ製薬株式会社 | トーアニット株式会社 |
| 株式会社トーア自動車学校 | 株式会社有明ユニフォーム | 有限会社千代田トーア |
| 株式会社たがやす | トーア興発株式会社 | 無錫東亜紡織有限公司 |
| 広州東富井特種紡織品有限公司 | TOABO (CAMBODIA) Co.,Ltd. | |

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社は、株式会社ナールスコーポレーション、常熟東博紡織有限公司、DONG NAM WOOLEN TEXTILE CO.,LTD.の3社であります。

なお、前連結会計年度において持分法適用の関連会社でありました無錫東洲紡織有限公司は持分譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

(イ) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

②棚卸資産…………… 主として総平均法による原価法

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(ロ) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）

主として定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物…………… 3年～50年

機械装置及び運搬具…………… 2年～10年

②無形固定資産（リース資産除く）

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②解体撤去引当金

製造設備の解体撤去に備えるため、個別に解体撤去費用を算定し計上しております。

(ニ) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ホ) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①衣料事業

衣料事業は、各種繊維を原料とする衣料用素材の製造・販売および制服の縫製加工、ニット製品の製造・販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

②インテリア産業資材事業

インテリア産業資材事業は、自動車用内装材、住宅建材・排水処理資材・土木資材・緑化資材などさまざまな用途の産業用資材、インテリア関連製品、オレフィン系短繊維の製造および販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

③エレクトロニクス事業

エレクトロニクス事業は、半導体・電子機器の製造および販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

④ファインケミカル事業

ファインケミカル事業は、ヘルスケア関連薬品、電子材料用および工業用薬品の製造および販売を行っております。顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。

なお、これらの事業において、商品および製品等の国内販売については、出荷時から当該商品および製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

⑤不動産事業

不動産事業は、主に郊外型ショッピングセンター・ロードサイド店舗・オフィスビルの賃貸などを行っており、不動産賃貸契約上の収受すべき月当たりの賃貸料を基準として、その経過期間に対応する賃貸料を収益として計上しております。

(ハ) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建債務及び外貨建予定取引

借入金

③ヘッジ方針

当社グループの内規である「財務リスク管理方針」及び各リスク種類に応じた「ヘッジ取引規程」に基づき、為替相場変動によるリスク及び有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としております。ただし、特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | | | その他 | 合計 |
|-------------------|---------|---------------------|----------------|----------------|-----------|--------|-----|--------|
| | 衣料事業 | インテリア 産業資材 事業 | エレクトロ ニクス事業 | ファインケ ミカル事業 | 不動産 事業 | 計 | | |
| 顧客との契約 から生じる収益 | 6,507 | 7,281 | 1,648 | 1,225 | 64 | 16,727 | 743 | 17,471 |
| その他の収益 | 5 | 91 | — | — | 850 | 948 | — | 948 |
| 計 | 6,513 | 7,372 | 1,648 | 1,225 | 915 | 17,675 | 743 | 18,419 |

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、自動車教習事業、ヘルスケア商品の販売等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項(ホ)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(イ) 当連結会計年度末の契約負債の残高

契約負債 156百万円

契約負債は主に商品又は製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益に振り替えております。

(ロ) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

3 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」(前連結会計年度62百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」(当連結会計年度81百万円)に含めて表示しております。

4 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度計上額

商品及び製品 2,819百万円
仕掛品 685百万円
原材料及び貯蔵品 2,020百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの棚卸資産の評価は、「1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項(イ)資産の評価基準及び評価方法 ② 棚卸資産」に記載のとおり、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

棚卸資産(営業循環過程から外れた資産)の評価減の算定には、過去の販売実績数量を基に正常な回転期間を超えている資産を品目ごとに識別したうえで、滞留期間に応じた評価減率を利用して定期的に帳簿価額を切り下げています。

滞留期間に応じた評価減率は、将来の販売見込み数量に基づく仮定と判断を反映しています。

市場環境が悪化して将来の販売見込み数量が著しく下落し、見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、棚卸資産の重要な評価減が発生する可能性があります。

5 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額
- | | | | |
|------|----------|--|--|
| 受取手形 | 27百万円 | | |
| 売掛金 | 2,635百万円 | | |
- (2) その他に含まれる契約負債の金額 156百万円
- (3) 担保資産の注記(担保資産の内容とその金額、担保に係る債務の金額)
- 担保資産及び担保付債務
- | 担保に供している資産 | | 担保権によって担保されている債務 | |
|------------|-------------------|------------------|----------|
| 建物 | 680百万円 (84) | 短期借入金 | 4,254百万円 |
| 土地 | 7,020百万円 (108) | 長期借入金 | 1,617百万円 |
| 計 | 7,700百万円 (192) | 計 | 5,872百万円 |
- ()は工場財団に係るものを内書しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却累計額 14,154百万円
- (5) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務
- | | |
|-----------|--------|
| 受取手形割引高 | 28百万円 |
| 電子記録債権割引高 | 804百万円 |

6 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末日における発行済株式の数
- | | |
|-------|------------|
| 発行済株式 | |
| 普通株式 | 8,940,448株 |
| 合計 | 8,940,448株 |
- (2) 当連結会計年度末日における自己株式の数
- | | |
|------|----------|
| 自己株式 | |
| 普通株式 | 173,566株 |
| 合計 | 173,566株 |
- (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
令和6年3月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。
- | | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 107百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 12円 |
| 基準日 | 令和5年12月31日 |
| 効力発生日 | 令和6年3月29日 |
- (4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
令和7年3月28日の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。
- | | |
|----------|------------|
| 配当金の総額 | 113百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 13円 |
| 基準日 | 令和6年12月31日 |
| 効力発生日 | 令和7年3月31日 |

7 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- (イ) 金融商品に対する取組方針
当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、運用を行っております。
また、資金調達については主に銀行借入により調達を行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。
- (ロ) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る信用リスクは当社グループの

与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い信用限度を設け、リスクを管理しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資及び営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものについては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

長期預り敷金保証金は主に賃貸不動産に係るものであります。

外貨建債権・債務は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(先物為替予約取引等)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(イ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和6年12月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません。(注)2.参照)

| | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時 価 (百万円) | 差 額 (百万円) |
|-------------------------|---------------------|--------------|--------------|
| 投資有価証券 其他有価証券 | 2,220 | 2,220 | — |
| 資産計 | 2,220 | 2,220 | — |
| (1)長期借入金 (1年内返済予定含む) | 10,246 | 10,163 | △ 83 |
| (2)長期預り敷金保証金 | 497 | 381 | △ 116 |
| 負債計 | 10,744 | 10,544 | △ 199 |
| デリバティブ取引(※2) | 13 | 13 | — |

(※1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負債

(1)長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、金利スワップ取引の特例処理の対象とされる長期借入金の元利金の合計額は、当該金利スワップと一体として算定しております。

(2)長期預り敷金保証金

長期預り敷金保証金の時価は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。また時価の算定は取引先金融機関より提示された価格等に基づいており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記「長期借入金」参照）。

(注) 2. 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額146百万円）は、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

8 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、三重県その他の地域において、賃貸収益を得る目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設等を所有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は500百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

| | 連結貸借対照表計上額（百万円） | | | 当連結会計年度末の時価（百万円） |
|--------|-----------------|------------|------------|------------------|
| | 当連結会計年度期首残高 | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 | |
| 賃貸等不動産 | 9,785 | 44 | 9,830 | 9,971 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度の主な増加額は、不動産の取得（5百万円）、自社使用不動産から賃貸不動産への振替（91百万円）であり、主な減少額は、減価償却（53百万円）であります。

(注) 3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

また、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額によっております。

ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

9 1株当たり情報に関する注記

| | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,530円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 90円73銭 |
| 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。 | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 799百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －百万円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | 799百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 8,808,709株 |

10 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11 その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「地方税法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第4号)が令和6年3月30日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から外形標準課税の適用対象法人が見直されることとなりました。

これに伴い、一部の連結子会社において令和9年1月1日以後に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.55%から30.58%に変更して計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が226百万円減少し、法人税等調整額が同額減少しております。

株主資本等変動計算書

(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | |
|--------------------------|-------|--------------|-------------|-------|--------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | |
| | | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 当期首残高 | 3,940 | 3,569 | 3,569 | 103 | 1,600 | 1,703 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 (注)2 | | | | 10 | △ 117 | △ 107 |
| 当期純利益 | | | | | 544 | 544 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | △ 2 | △ 2 | | | |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | △ 2 | △ 2 | 10 | 427 | 437 |
| 当期末残高 | 3,940 | 3,566 | 3,566 | 114 | 2,027 | 2,141 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|--------------------------|------|------------|----------------------|-------------|----------------|--------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | △ 20 | 9,193 | 540 | △ 4 | 536 | 9,729 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 (注)2 | | △ 107 | | | | △ 107 |
| 当期純利益 | | 544 | | | | 544 |
| 自己株式の取得 | △ 88 | △ 88 | | | | △ 88 |
| 自己株式の処分 | 24 | 21 | | | | 21 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | 173 | 13 | 186 | 186 |
| 当期変動額合計 | △ 63 | 371 | 173 | 13 | 186 | 558 |
| 当期末残高 | △ 83 | 9,564 | 714 | 9 | 723 | 10,288 |

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(注) 2. 剰余金の配当は、令和6年3月28日開催の定時株主総会決議によるものであります。

個別注記表

- 1 継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券
子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの… 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法
 - ②棚卸資産
商品及び製品・原材料…………… 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産
主として定率法。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - ②無形固定資産
定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
 - ①エレクトロニクス事業
エレクトロニクス事業は、半導体・電子機器の製造および販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品又は製品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。
なお、商品および製品等の国内販売については、出荷時から当該商品および製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
 - ②ファインケミカル事業
ファインケミカル事業は、ヘルスケア関連薬品、電子材料用および工業用薬品の販売を行っております。顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡すことを履行義務としております。そのため、商品を引き渡した時点において支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。また、顧客への財又はサービ

スの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしています。

なお、①および②の事業において、商品および製品等の国内販売については、出荷時から当該商品および製品の支配が移転されるまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

③不動産事業

不動産事業は、主に郊外型ショッピングセンター・ロードサイド店舗・オフィスの賃貸などを行っており、不動産賃貸契約上の収受すべき月当たりの賃貸料を基準として、その経過期間に対応する賃貸料を収益として計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

金利スワップ

(ヘッジ対象)

外貨建債務及び外貨建予定取引

借入金

③ヘッジ方針

当社の内規である「財務リスク管理方針」及び各リスク種類に応じた「ヘッジ取引規程」に基づき、為替相場変動によるリスク及び有利子負債の金利変動に対するリスクをヘッジする目的で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段に高い相関関係があることを認識し、有効性の評価としております。ただし、特例処理による金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

3 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度計上額

商品及び製品

183百万円

原材料及び貯蔵品

359百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記 棚卸資産の評価 (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載した内容と同一であります。

5 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産の注記 (担保資産の内容とその金額、担保に係る債務の金額)

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物 153百万円

土地 1,188百万円

計 1,342百万円

担保権によって担保されている債務

短期借入金 1,105百万円

長期借入金 495百万円

計 1,600百万円

| | |
|--|------------|
| (2) 資産に係る減価償却累計額 | |
| 建築物 | 2,199百万円 |
| 構築物 | 347百万円 |
| 機械及び装置 | 103百万円 |
| 車両運搬具 | 0百万円 |
| 工具器具備品 | 115百万円 |
| (3) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務 | |
| 受取手形割引高 | 28百万円 |
| 電子記録債権割引高 | 804百万円 |
| 保証債務 | |
| 関係会社の仕入債務に対する保証 | 211百万円 |
| (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（貸借対照表に別掲しているものを含む） | |
| 短期金銭債権 | 3,458百万円 |
| 短期金銭債務 | 470百万円 |
| | |
| 6 損益計算書に関する注記 | |
| (1) 関係会社との営業取引による取引高の総額 | |
| 売上高 | 85百万円 |
| 経営指導料 | 288百万円 |
| 仕入高 | 41百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 4百万円 |
| (2) 関係会社との営業取引外の取引による取引高の総額 | 418百万円 |
| | |
| 7 株主資本等変動計算書に関する注記 | |
| 当事業年度末日における自己株式の数 | |
| 自己株式 | |
| 普通株式 | 173,566株 |
| 合計 | 173,566株 |
| | |
| 8 税効果会計に関する注記 | |
| (1) 繰延税金資産及び負債の発生の主な原因 | |
| 繰延税金資産 | |
| 投資有価証券評価損否認 | 45百万円 |
| 貸倒引当金繰入限度超過額 | 7百万円 |
| 退職給付引当金繰入限度超過額 | 58百万円 |
| 会社分割による再評価に係る繰延税金資産の承継 | 685百万円 |
| その他 | 163百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 961百万円 |
| 評価性引当額 | △ 840百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 120百万円 |
| 繰延税金負債との相殺 | △ 120百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | －百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 会社分割による再評価に係る繰延税金負債の承継 | △ 2,285百万円 |
| その他 | △ 287百万円 |
| 繰延税金負債合計 | △ 2,573百万円 |
| 繰延税金資産との相殺 | 120百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | △ 2,452百万円 |

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | |
|----------------------|---------|
| 法定実効税率 | 30.6% |
| (調整) | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.5% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △ 19.0% |
| 住民税均等割 | 0.9% |
| 評価性引当額の増減 | △ 2.9% |
| その他 | 0.0% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 10.1% |

9 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|------------------|----------------|---|-----------|--------|-------|-------|
| 子会社 | 東亜紡織株式会社 | 所有 直接100% | 資金の貸付 経営指導 債務被保証 債務保証 役員の兼任 | 資金の貸付(注)1 | 413 | 短期貸付金 | 1,515 |
| | | | | 利息の受取(注)1 | 21 | — | — |
| | | | | 債務被保証(注)5 | 10,506 | — | — |
| | | | | 債務保証(注)6 | 43 | — | — |
| 子会社 | トーア紡マテリアル株式会社 | 所有 直接100% | 資金の貸付 経営指導 担保の被提供 債務被保証 債務保証 役員の兼任 | 資金の貸付(注)1 | 49 | 短期貸付金 | 1,612 |
| | | | | 利息の受取(注)1 | 28 | — | — |
| | | | | 担保受入(注)4 | 4,272 | — | — |
| | | | | 債務被保証(注)5 | 10,506 | — | — |
| | | | | 債務保証(注)6 | 168 | — | — |
| 子会社 | 大阪新薬株式会社 | 所有 直接100% | 資金の貸付 経営指導 当社仕入先 役員の兼任 | 資金の貸付(注)1 | 460 | 短期貸付金 | 188 |
| | | | | | — | 長期貸付金 | 400 |
| | | | | 製品の購入(注)2 | — | 買掛金 | 306 |
| 子会社 | 株式会社 トーア自動車学校 | 所有 直接100% | 債務被保証 役員の兼任 | 債務被保証(注)5 | 10,506 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 東亜紡織株式会社、トーア紡マテリアル株式会社、大阪新薬株式会社に対する資金の貸付については、当社の資金調達条件を勘案し決定しております。
2. 市場価格等を勘案して一般的な取引条件と同様に決定しております。
3. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
4. 当社の銀行借入金に対して土地及び建物の担保提供を受けております。
5. 当社の銀行取引残高に対して東亜紡織株式会社、トーア紡マテリアル株式会社、株式会社トーア自動車学校の3社より包括的な債務保証等を受けております。なお、保証料の支払いは行っておりません。
6. 当社は子会社の仕入債務に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。

- 10 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,173円51銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 61円87銭 |
- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|------------|
| 当期純利益 | 544百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | －百万円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 544百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 8,808,709株 |
- 11 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。
- 12 連結配当規制適用会社に関する注記
当社は連結配当規制の適用会社であります。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 〔謄本〕

独立監査人の監査報告書

令和7年2月18日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田口真樹
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 橋本民子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーア紡コーポレーションの令和6年1月1日から令和6年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーア紡コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和7年2月18日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 田口真樹 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 橋本民子 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーア紡コーポレーションの令和6年1月1日から令和6年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類・計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年2月21日

株式会社トーア紡コーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 近江 学[Ⓔ]

監査等委員 伊藤 久弥[Ⓔ]

監査等委員 辻村 美樹[Ⓔ]

(注) 監査等委員伊藤久弥及び辻村美樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。